

<新旧対照表> 「みなとビジネスダイレクト利用規定」

項目	現 行	改 正 後	変更内容・補足説明等
<p>I. 共通利用編 第 11 条 [解約等]</p> <p>II. Web照会・振込サービス編 第 1 条 [振込・振替サービス]</p>	<p>3. 強制解約 (7) 当社への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</p> <p>4. 振込資金の交付等 (4) 契約者の預金に差押等がなされたときまたはやむを得ない事情により当社が振込・振替の取り扱いを不相当と判断したときは、契約者の当社に対する当該取引の依頼は、遡って効力を失うものとします。</p>	<p>(2026年4月改定)</p> <p>3. 強制解約 (7) 当社への本規定に基づく届出事項について、虚偽もしくは不正があること、もしくは第三者によるなりすましがあるの事項を通知したことが判明したとき、またはそれらの疑いがあると当社が判断したとき</p> <p>4. 振込資金の交付等 (4) 契約者の預金に差押等がなされたときまたは合理的な理由やむを得ない事情により当社が振込・振替の取り扱いを不相当と判断したときは、契約者の当社に対する当該取引の依頼は、遡って効力を失うものとします。</p>	<p><u>不正取引拒否を開始対応</u></p> <p><u>不正取引拒否を開始対応</u></p>

改定実施日：2026年4月22日